

## 志賀町移住定住促進住まいづくり奨励金の申請について

志賀町では、移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、新築住宅を取得し、定住する転入者に対して奨励金を交付します。申請する場合は、下記をお読みいただき、必要な書類を添えて提出して下さい。

### 対象者

新築住宅を取得し、定住する転入者が対象です。ただし、申請時点において以下の条件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

※当該補助金において、申請者・請求者・口座名義は同一でなければなりません。

### <補助の条件>

下記の全ての項目を確認し、□にチェックしてください。全て☑が入る方が対象者です。  
(No. 11 以下は該当者のみ☑)

No.	はい	項目	
1	<input type="checkbox"/>	申請者は取得した新築住宅の所在地に現に居住し、定住している。(第3条) ※定住 本町に5年以上居住することを前提に、本町の住民基本台帳に記録され、現に居住することをいう。	
2	<input type="checkbox"/>	取得した住宅は自己の居住の用に供し、生活するために必要な玄関、台所、便所、風呂及び居室を有する一戸建て住宅である(兼用住宅を含む)。(第2条、第4条)	
3	<input type="checkbox"/>	相続、贈与その他取得価格の伴わない事由による取得でない。(第2条)	
4	<input type="checkbox"/>	申請者は取得した住宅に係る工事請負契約又は売買契約を締結した者である。(第3条)	
5	<input type="checkbox"/>	申請者は取得した住宅の登記名義人である。(第3条)	
6	<input type="checkbox"/>	申請者は本町出身者でない者で、次の(1)又は(2)に該当する転入者である。(第2条) 【(1)又は(2)のうち該当する方に☑してください。】 ※本町出身者 本町に転入する以前に本町に居住したことがある者をいう。ただし、職務により本町に転入する直前に、連続して3年を超えて他市町村に居住していた者を除く。	
	(1)	<input type="checkbox"/>	工事請負契約又は売買契約を締結した日(以下、「契約日」という。)において、他の市区町村に居住し、申請日において本町に転入している者
	(2)	<input type="checkbox"/>	契約日において、転入後1年以内である者
7	<input type="checkbox"/>	申請日において、申請者は18歳以上55歳未満である。(第3条)	
8	<input type="checkbox"/>	申請者及び居住者が、町税、町税に係る延滞金及び督促手数料を滞納していない。(第3条)	

9	<input type="checkbox"/>	申請者はみらいとうぶ定住促進奨励金及び志賀町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の補助金等の交付対象でない。(第3条)
10	<input type="checkbox"/>	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第7条に定める検査を完了した日(基準法第7条に定める検査を要しない建物又は購入により取得した建物については、施工業者から申請者に対して発行される工事完了引渡証明書等に記載された引渡日)から3か月以内である。(第6条)
11	<input type="checkbox"/>	申請者が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に定める在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者である。(第3条)
12	<input type="checkbox"/>	住宅が共有名義の場合、申請者の持分がある。(第5条) (基本奨励金及び加算奨励金は対象者の持分で按分した額を交付します。)
以下、加算奨励金の対象者のみ <input checked="" type="checkbox"/> してください。		
13	<input type="checkbox"/>	【配偶者加算の対象者のみ <input checked="" type="checkbox"/> してください。】 加算対象の配偶者は、下記の全てに該当する者である。(第5条)
	(1)	<input type="checkbox"/> 本町出身者でない者でNo.6の(1)又は(2)に該当する転入者である。
	(2)	<input type="checkbox"/> 申請日において55歳未満である。
	(3)	<input type="checkbox"/> 申請日において、申請者と婚姻をし、かつ、同居をしている。
14	<input type="checkbox"/>	【子育て世帯の子供加算の対象者のみ <input checked="" type="checkbox"/> してください。】 加算対象の子供は、下記の全てに該当する者である。(第5条)
	(1)	<input type="checkbox"/> 本町出身者でない者でNo.6の(1)又は(2)に該当する転入者である。
	(2)	<input type="checkbox"/> 申請日において18歳未満である。
	(3)	<input type="checkbox"/> 申請日において、申請者と同居をしている。
15	<input type="checkbox"/>	【町内建築業者加算の対象者のみ <input checked="" type="checkbox"/> してください。】 加算対象の工事は、下記の全てに該当するものである。 (第2条、第4条、第5条)
	(1)	<input type="checkbox"/> 町内建築業者(下請けを含む)を利用している。 ※町内建築業者 次の①又は②に該当する者 ①建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可を受けた個人又は法人で、町内に主たる営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。)を有する者 ②その他町長が特に認める者 ※下請けで町内建築業者を利用したときは、町内建築業者が請け負った工事費用のみ助成の対象とします。
	(2)	<input type="checkbox"/> 居住の用に供する部分の工事費用である。 ※住宅取得費には土地の取得に要した経費及び上下水道負担金並びに各種手数料等は含まない。また、兼用住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る工事費用のみ加算奨励金の対象とする。

## 対象住宅

自ら居住するための新築一戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合する兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定するものをいう。）を含む。）が対象です。ただし、兼用住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る工事費用のみ奨励金の対象となります。

## 奨励金の額

新居に単身で入居した者 合計最大 100 万円

上記以外の者 合計最大 200 万円

対象となる者		奨励金の額			
		基本奨励金	加算奨励金		
			配偶者がいる場合	子育て世帯の場合	町内建築業者により建設された場合
転入者	新居に単身で入居した者	40万円			住宅取得費の3.0%に相当する額又は60万円のいずれか低い額
	上記以外の者	40万円	40万円	子供1人につき20万円を加算（3人まで60万円を限度額とする。）	住宅取得費の3.0%に相当する額又は60万円のいずれか低い額

- 加算奨励金の対象となる配偶者は、転入者であり、申請日において55歳未満で、交付対象者と婚姻をし、かつ、同居している者です。
- 子育て世帯における加算奨励金の対象となる子供は、転入者であり、申請日において18歳未満で、交付対象者と同居している者です。
- 住宅が共有名義で共有者が加算奨励金の対象とならない場合、基本奨励金及びその他の加算奨励金は交付対象者の持ち分によって案分した額を交付します。
- 住宅取得費には、土地の取得に要した経費及び上下水道負担金並びに各種手数料等は含まないものとし、また、兼用住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る工事費用のみ加算奨励金の対象とします。
- 町内建築業者により建設された場合とは、主たる施工が町内建築業者以外であっても、下請け・部分施工等で町内業者が工事を受注した場合も対象とする。（この場合、住宅取得費とは下請け・部分施工等に相当する費用とする。）
- 上記により算定された奨励金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を奨励金の額とします。

## 申請期間

建築基準法第7条に定める検査を完了した日（基準法第7条に定める検査を要しない建物又は購入により取得した建物については、施工業者から申請者に対して発行される工事完了引渡証明書等に記載された引渡日）から3か月以内に申請してください。

## 申請方法

「補助金等交付申請兼実績報告書（様式第1号）」に必要な書類を添えて、ふるさと創生室（志賀町役場本庁舎3階）へ直接提出してください。  
上記の申請書や◎の添付書類は、ふるさと創生室で配布しております。

- ◎事業報告書（別紙その1）
  - ◎補助金等算定基礎計算書（別紙その2）
  - ◎下請負人の内訳書（別紙その3）  
※町内建築業者加算の対象者で、町内建築業者が下請け又は部分加工をしている場合
  - ◎町税納付状況調査同意書（別紙その4）
  - ◎誓約書兼同意書（別紙その5）
  - ◎補助対象チェックシート（別紙その6）
  - 住民票の写し（世帯全員のもの）
  - 戸籍の附票（世帯全員のもの）
  - 取得した建物の登記事項証明書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し
  - 新築住宅の取得に要した費用を明らかにできる書類（工事請負契約書及び工事内訳書の写し又は売買契約書の写し、領収書の写し、これに準ずるものの写し等）
  - 工事下請契約書の写し  
※町内建築業者加算の対象者で、町内建築業者が下請け又は部分加工をしている場合
  - 施工者が建設業法に基づく許可を受けたものであることを証明する書類又は商工会の推薦書
  - 完成写真（外観4方向、内観2方向）
  - ◎委任状 ※申請者以外が代理で交付申請兼実績報告書を提出する場合
  - その他町長が必要と認める書類
- 《申請書と同時に提出可能》
- ◎補助金等請求書（様式第3号）
  - 振込先の預金通帳等の写し

## 申請から交付まで

- ①工事請負契約又は売買契約を締結する（転入後1年以内又は転入前）
- ②住宅完成・検査終了（引渡）・登記完了・取得した住宅に住所を移動する
- ③交付申請兼実績報告書の提出（建築基準法第7条に定める検査を完了した日から3か月以内）  
※建築基準法第7条に定める検査を要しない建物又は購入により取得した建物については、施工業者から申請者に対して発行される工事完了引渡証明書等に記載された引渡日から3か月以内
- ④申請書の審査後、交付決定の場合、交付決定兼額確定通知書を送付
- ⑤補助金等請求書の提出（交付決定後20日以内）
- ⑥ご指定の口座に振込
- ⑦経過報告書の提出（翌年度から毎年12月に提出）

## 問合せ・申請書提出先

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室（本庁3階）

TEL：0767-32-9301（直通） E-MAIL：iju@town.shika.lg.jp